

平成30年第2回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 招集告示年月日 平成30年2月22日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成30年3月5日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	小澤睦美	2番	向山光
3番	熊谷久司	4番	山寺はる美
5番	篠平良平	6番	中谷道文
7番	宇治徳庚	8番	成瀬恵津子
9番	瀬戸純	10番	宮下敏夫
11番	根橋俊夫	12番	垣内彰
13番	堀内武男	14番	岩田清

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成30年度辰野町一般会計予算
- 日程第4 議案第2号 平成30年度辰野町上水道事業会計予算
- 日程第5 議案第3号 平成30年度辰野町簡易水道特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 平成30年度辰野町公共下水道特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 平成30年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 平成30年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 平成30年度辰野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第8号 平成30年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第11 議案第9号 平成30年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第10号 平成30年度町立辰野病院事業会計予算

- 日程第13 議案第11号 平成30年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 平成30年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 辰野町指定居宅介護支援事業者の指定等に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 辰野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 辰野町工場立地法準則条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 辰野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 辰野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 辰野町商工業誘致及び振興条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号 平成29年度辰野町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第28 議案第26号 平成29年度辰野町上水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第27号 平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第28号 平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正

予算（第3号）

- 日程第31 議案第29号 平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算  
（第3号）
- 日程第32 議案第30号 平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第33 議案第31号 平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第2号）
- 日程第34 議案第32号 平成29年度町立辰野病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第33号 平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第36 議案第34号 平成28年度（繰越）たつの未来館（仮称）再整備工事  
（建築工事）請負契約の変更について
- 日程第37 議案第35号 平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請  
負契約の変更について
- 日程第38 議案第36号 平成29年度辰野中学校普通特別教室棟大規模改造工事  
（建築工事）請負契約について
- 日程第39 議案第37号 債権放棄について
- 日程第40 議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第41 報告第1号 平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検  
及び評価報告書について
- 日程第42 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
代表監査委員	三澤基考	総務課長	一ノ瀬元広
まちづくり政策課長	加藤恒男	住民税務課長	伊藤公一
保健福祉課長	小澤靖一	産業振興課長	一ノ瀬敏樹

建設水道課長	西原 功	会計管理者	小野 耕一
こども課長	武井 庄治	生涯学習課長	原 照代
辰野病院事務長	今福 孝枝	社会福祉協議会事務局長	赤羽 昇

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	赤羽 裕治
議会事務局庶務係長	田中 香織

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第2番	向山 光
議席 第3番	熊谷 久司

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立)礼。(一同礼)

○議長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回3月辰野町議会定例会を開会いたします。欠席届について宮澤教育長より上伊那郡市教育委員会出席のため欠席届が提出されていますのでご報告いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配布してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて議事に入ります。本日の議事の日程はあらかじめ手元に配布したとおりであります。第2回、定例会召集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町長

おはようございます。本日ここに平成30年第2回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄大変ご多用のところご出席を賜り感謝申し上げます。早いもので平成30年も2ヶ月が過ぎました。日差しも少しずつ強さを増し、季節が一步一步春に向かっていくように感じられる今日この頃でございます。町の花、福寿草も町内各地で咲き誇り先月24日には16回目となる沢底福

寿草まつりが盛大に開幕し、遠方からも大勢の皆さんに訪れていただいております。地域ぐるみで活性化に取り組まれていることに敬意を表する次第であります。また、先月開催していた平昌冬季オリンピックでは連日熱い戦いが繰り広げられました。長野県出身の小平奈緒選手の金メダルをはじめ、史上最多の13個のメダルを獲得するなど、国民に大きな感動と勇気を与えていただきました。この成果が今月開催のパラリンピックにも繋がることを期待するものであります。内閣府が纏めた2月の月例経済白書によりますと、国内景気の基調判断を緩やかに回復しているとコメントを据え置いています。先行きについては雇用、所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあって緩やかに回復していくことが期待される。ただし海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があると指摘しています。一方、個人消費については持ち直しが続くことが期待されるとし、雇用情勢についても着実に改善しているとしています。しかしながら景気回復を実感していないとする国民は約8割に上るなど賃金の上昇や消費の拡大に繋がらないのが現状のようであります。平成29年度も締めくくりの時期となりました。辰野水処理センターの長寿命化、耐震工事も竣工し、計画した事業は関係者の皆様のご協力により、概ね達成する見込みです。平成30年度予算は就任後初の予算編成となりました。相変わらず厳しい財政状況ではありますが、第五次総合計画後期基本計画を基本とし、地域計画に掲げられた各区の目標とまちづくりの合言葉、「住み続けたい 帰りたい 住んでみたいまち たつの」の実現に向けた予算を編成しました。特に将来人口規模を見据え町民に寄り添った辰野の未来を創るための投資に繋がる予算に重点をおきました。基本的には今までの重点プロジェクト4分野に、選挙公約でもある、産業振興、地方創生、事前防災の3分野を新たに加え、事業を推進してまいります。その概要を申し上げますと、人口減少対策では、子育て世代の住宅取得時の奨励金、保育園・小学校のトイレ洋式化、ファミリーサポートセンター事業や移住・定住促進の事業に取り組んでまいります。地域医療福祉介護対策では、地域福祉計画の改訂、障がい者の自立支援、24時間電話健康相談、第7期介護保険事業計画に基づく

地域支援事業の実施や地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。道路対策では社会資本整備総合交付金事業を活用して幹線道路3路線の改良工事や羽場北沢線の舗装工事、町道1号線、城前線、平出地区の歩道改良工事を実施します。その他、生活道路の維持補修を進め、安全性の確保や利便性の向上に努めてまいります。協働住民力・地域力・活用対策としては協働のまちづくり支援金、よりあい事業補助金に加えて若者の交流イベント事業に若者応援チャレンジ補助金を創設し、併せて地域おこし協力隊、集落支援員と一緒に地域計画の推進を支援してまいります。産業振興対策では、地域おこし協力隊による地域食材加工施設の整備補助金を始めとする六次産業化の推進や農家民泊の取り組みを支援するとともに、観光開発、魅力発信事業など継続して実施いたします。地方創生事業の推進では、ほたるのまち創生プロジェクトやたつの未来館の開設・運営を行います。事前防災対策では、災害への備えとして家庭用災害備蓄品セットの斡旋、崩落危険箇所抽出業務、空き家等解体事業補助金などの新規事業をはじめ、防災施設の充実に努めてまいります。重点プロジェクト以外では、荒神山野球場や町民会館など公共施設の改修や、辰野西学童クラブ整備事業に係る設計業務を実施いたします。また、上水道配水管布設工事、小野水処理センター耐震化工事を進めるとともに、簡易水道の統合や下水道事業の公営企業法の適用に向けた準備に入っております。辰野病院においては、新公立病院改革プランに基づき、経営の安定を図り医師確保に全力を挙げて取り組んでまいります。新年度の一般会計予算は前年比1%減の83億1,000万円、また特別会計、企業会計につきましては、11会計で8.9%減の86億5,726万円、総額では5.2%減の169億6,726万円の予算となりました。今後も気を緩めることなく、選択と集中により最小の経費で最大の効果を生む持続可能な財政運営に取り組んでまいります。チームワーク、フットワーク、ネットワークを行動基準に捉え、柔軟な発想で課題を解決できる職員、組織作りを進めてまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆様の一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、予算関係では平成30年度一般会計予

算、特別会計予算12議案、条例の制定一部改正12議案、平成29年度一般会計補正予算など補正予算9議案、工事請負契約3件、その他2議案の合計38議案と報告1件であります。提案時それぞれ説明申し上げますので、原案可決同意くださいますようお願い申し上げます定例会召集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、議席2番、向山光議員、議席3番、熊谷久司議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（篠平）

おはようございます。去る2月22日議会運営委員会を開催し、平成30年第2回辰野町議会3月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。2月22日辰野町告示第6号によって辰野町長より3月定例会を3月5日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員正副議長同席のもと、3月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営につきましては、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

## ○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日より 3 月 20 日までの 16 日間と決定いたしました。日程第 3、議案第 1 号、平成 30 年度辰野町一般会計予算から日程第 14、議案第 12 号、平成 30 年度辰野町介護保険特別会計予算までの 12 議案を一括議題といたします。町長より各会計の予算編成の対応について説明を求めます。

## ○町 長

それでは平成 30 年度辰野町一般会計及び特別会計の予算案を提案するにあたり予算編成の対応を申し上げます。平成 30 年度一般会計予算の総額は 83 億 1,000 万円で前年度当初予算と比較して 8,000 万円、1%の減となりました。歳入について町税は法人町民税、固定資産税、軽自動車税の増収を見込みました。地方交付税は国の地方財政計画と交付実績を踏まえ、増額を見込みました。その他交付金は、平成 28 年度実績と 29 年度の収入見込み額を基に算定しています。寄付金はふるさと辰野寄付金の平成 29 年度実績を基に同額を見込みました。一般財源の不足分は財政調整基金等の取り崩しと、臨時財政対策債等の町債の発行により対応いたします。歳出は辰野町第五次総合計画後期基本計画、4 つの重点プロジェクトに加えて産業振興対策、地方創生事業の推進、事前防災対策を重点施策として推進を目指すほか、実施計画にある緊急性の高い事業を中心に計上いたしました。主なものを説明しますと、

1. 人口減少対策としては子育て世代の住宅取得時費用の一部を補助するほか、子育て教育環境の充実を目指して、保育園や小学校のトイレ様式化などの改修、保育園第 3 子の保育料の軽減、ファミリーサポートセンター事業等に取り組みます。また、住宅リフォーム補助金は予算を増額し、空き家改修費の補助などの移住定住促進の取り組みも行います。2. 地域医療福祉介護対策としては地域福祉計画、健康づくり計画の見直しと策定に取り組み、障がい者自立支援事業、24 時間電話健康相談事業などを実施します。また、医療と介護の切れ目のない体制づくり、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。3. 道路対策としては社会資本整備総合交付金事業による幹線道路 3 路線の改良工事や羽場北沢線の舗装改修工事、町道 1



号線平出地区の歩道改良工事、橋梁定期点検業務等を行います。これらに加え、都市計画基礎調査の実施、道路網について将来像を作成するため計画を検討していきます。その他、区から要望のあった生活道路等の維持補修工事を実施します。4. 協働住民力地域力活用としては協働のまちづくり支援金、よりあい事業補助金などに新たな若者応援チャレンジ補助金を加え、地域おこし協力隊、集落支援員の活動などで17区の地域計画の推進を支援します。第70回辰野ほたる祭りについては実行委員会主催により、イベントやおもてなしの仕組みを見直して盛大に開催する予定です。5. 産業振興対策としては、地域食材加工設備等整備補助金や地域おこし協力隊の活動などで六次産業化や農家民泊の取り組みを支援し、観光開発、魅力発信事業等を継続して実施します。また、地元企業の支援を目的に企業相談員を配置し、企業訪問や企業から相談に対応します。商工業誘致振興補助金は制度の見直しにより拡充を図ります。6. 地方創生事業の推進としては地方創生推進交付金の補助を受けて、ほたるのまち創生プロジェクトの実施やたつの未来館の開設運営を行います。7. 事前防災対策としては災害への備えとして、家庭用災害備蓄品セットの斡旋を行い、崩落危険箇所抽出業務の委託、耐震改修促進計画の改訂、空き家等解体事業補助金の新設、消防団資機材の整備等を行います。そのほか平成29年度に引き続いて、荒神山野球場の改修、学校施設をはじめとする公共施設の改修、辰野西学童クラブ整備事業に係る設計などを実施してまいります。次に特別会計は、11会計で、86億5,726万円、前年度当初予算と比較して、8.9%の減となりました。主な会計について申し上げます。上水道事業会計及び簡易水道特別会計は配水管布設工事、各施設の更新改良を計画的に実施する中で施設の適正な維持管理に努め、安心安全で廉価な水道水の安定供給に意を注いでまいります。また簡易水道統合のため固定資産台帳の整備を進めてまいります。公共下水道特別会計を始めとした下水道事業全般は供用開始以来、20年以上が経過して水洗化も順調に推移してきましたが、近年は伸び悩み傾向です。引き続き宅内接続の普及及び処理施設の適正な維持管理を行い、良好な水循環に努めてまいります。また安定した、下水処理推進のため、

施設の長寿命化、耐震化事業など計画的に進めるとともに、公営企業法的化の整備として、固定資産台帳の整備を進めてまいります。農業集落排水事業は北部と沢底の2処理区を公共下水道に接続するための準備に着手いたします。国民健康保険特別会計は平成30年度から運営主体が県に移ります。県は財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営を担い、町は資格管理や保険税の賦課、徴収、保険事業等地域における、きめ細かい事業を引き続き担います。安定かつ安心できる事業運営のために県と連携し、保険税の適正な賦課徴収とともに医療費の適正化や疫病予防対策に重点をおき、被保険者の健康寿命延伸のために努めてまいります。町立辰野病院事業会計は、新公立病院改革プランに基づき、経営の安定を図るため患者数の確保や、病床利用率の向上、経費節減に努めてまいります。引き続き医師確保に努め、信頼される病院となるよう努力してまいります。地域情報告知システム事業会計は安心安全な町民生活に寄与するため、必要な生活情報、緊急情報の確実かつ迅速な伝達に努めてまいります。介護保険特別会計は第7期介護保険事業計画の推進を図り、計画に基づく地域支援事業等を実施して行きます。以上、平成30年度辰野町一般会計及び特別会計予算案の概要を申し上げます。厳しい財政状況が続いておりますが、予算の効率的運営を図り、運用を図り、最小の経費で最大の効果が得られるよう予算執行に努めてまいります。後期基本計画3年目となる平成30年度予算は辰野プロジェクト未来創造型予算として、これまで実施してきた事業効果を検証し、将来人口規模を見据えたまちづくりと厳しい財政の中でも町民に寄り添った辰野の未来を創るための投資に繋がる予算としました。地域計画に掲げられた各区の目標と、まちづくりの合言葉「住み続けたい 帰りたい 住んでみたいまち たつの」の実現に向け前進していきます。議員各位のご支援とご協力を切にお願い申し上げます、予算編成及び提案にあたっての方針とします。よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳しくは予算説明書、予算参考資料をご覧くださいご審議の参考にしていただければ幸いです。

○議 長

これより各会計の予算について質疑を行います。委員会に付託する関係もごさいますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。お諮りいたします。本予算議案につきましては、会議規則第37条の規定により各常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、予算関係議案、議案第1号から議案第12号までの12議案はお配りしてあります、各常任委員会関係議案付託一覧表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。日程第15、議案第13号、辰野町指定居宅介護支援事業者の指定等に関する条例の制定について。日程第16、議案第14号、辰野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、2件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

まず初めに、議案第13号、辰野町指定居宅介護支援事業者の指定等に関する条例の制定につきまして、議案配布後に議案の差し替えをお願いしましたことに対し、お詫び申し上げます。それでは議案第13号、辰野町指定居宅介護支援事業者の指定等に関する条例の制定について。議案第14号、辰野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。2議案一括して提案理由を申し上げます。介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業所の指定権限が、都道府県から市町村に委譲されることに伴い、町の指定等に関する事項並びに、指定事業所の人員及び運営について必要な事項を定めるため条例を制定したいものがあります。基本的には市町村が属する都道府県から移管されることから、辰野町で

も長野県が定めていた基準条例を踏襲して制定するものでございます。いずれの条例も平成30年4月1日から施行するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第13号、議案第14号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございませぬので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。ただいま議題となっております、議案第13号、第14号は福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(議長 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号、議案第14号は福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第17、議案第15号、辰野町工場立地法準則条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長

議案第15号、辰野町工場立地法準則条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。平成29年4月1日に工場立地法の一部が改正され工場の緑地面積率及び環境施設面積率に係る地域準則の制定権限及び事務処理権限に関しまして都道府県から町へ委譲が行われました。このため当町でも工場等の緑地及び環境施設の敷地面積に対する町独自の割合を定めることが可能となったことを受け、準則条例を制定することについて議会の議決を求めるものであります。工場立地法の対象となる工場の規模は敷地面積9,000平方メートル以上または建築面積3,000平方メートル以上であるため法並びに本準則条例が適用となりますのは、町内におきましても比較的広い敷地面積を有する大きな企業となります。また、この法律による環境施設と申しますのは、緑地及び緑地以外の噴水などの修景施設、広場、企業が所有

する屋外運動場、企業博物館等を言います。それでは条例制定の趣旨についてご説明申し上げます。辰野町が個別の地域として、工場周囲の環境との調和を図りつつも当町の実情に応じた企業立地により、地域経済の活性化及び雇用の促進に資することが期待されております。町外からの企業の工場新設や町内企業の工場の増設、また労働者雇用の促進のための駐車場整備等の観点から敷地の緑地面積率及び環境施設面積率の緩和を図るものでございます。第1条をご覧ください。当町では、工場立地法第4条、第1項の規定により国が定め公表された準則を適用しておりますが、この法準則に変えて適用すべき準則を定めるものです。町独自の割合を定める区域は第3条に掲げられた区域です。都市計画法に定める準工業地域、工業地域及び工業専用地域、都市計画の定めのない都市計画区域内のいわゆる白地の地域、並びに都市計画区域外、小野・川島・上島地域とするものです。第4条をご覧ください。対象区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合は、国基準の100分の20以上の割合を100分の10以上の割合とするものです。同じく緑地を含む環境施設のアreas面積の敷地面積に対する割合は、国基準の100分の25以上の割合を100分の15以上の割合とするものです。2ページの第4条、第3項は敷地に対する緑地の面積を算定する場合、普通の駐車場、太陽光発電施設、建築物屋上の緑化施設については緑地面積率の算定に用いる、緑地の面積に50%まで含めることを定めたものです。第5条につきましては、工場敷地が対象区域及び対象区域以外の区域に渡る場合の適用を定めたものであります。附則の第1項につきましてはこの条例は平成30年4月1日から施行させたいとするものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第15号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。ただいま議題となっています、議案第15号は総務産業常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第18、議案第16号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第16号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。本年1月22日に辰野町特別職報酬審議会から特別職の常勤3名の給与の内、教育長を除く町長、副町長については引き続き現行の額の据え置き抑制措置を講ずる事、教育長にあつては新教育委員の委員会制度に基き、昨年10月に新教育委員長も兼ねた新教育長になったことで、その責務を重くなっていることから、減額率を廃止することが妥当との答申を受けました。町ではこの答申を尊重し町長、副町長は引き続き1年間給与を抑制、教育長は減額措置を講じず、本則に戻すとし、条例の一部を改正したいとするものであります。改正は別表2の通り、町長、副町長は本則の額から100分の7を乗じて得た額とするものであります。期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする附則の改正であります。施行は平成30年4月1日からであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第16号、辰野町特別職の職員で常勤の

もの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。日程第19、議案第17号、辰野町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第17号、辰野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正により個人情報の定義が明確化され、併せて要配慮個人情報の定義も新設されたことから、条例についても同様に整備したいため一部を改正したいとするものでございます。第2条第3号中「特定の個人情報が識別され、または識別され得るもの」をいうを、アとして、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報を識別するものに、イとして個人識別符号が含まれるものに改正し、3号の次に2号を加え、4号は個人識別符号、5号は要配慮個人情報の定義を新たに設けます。個人識別符号というのは行政機関の保有する識別符号であってDNA、声紋、指紋、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、マイナンバー等を言います。また、要配慮個人情報は記載のある人種、信条、社会的身分、犯罪等により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見など不利益が生じないように特に配慮するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報となっております。規則では要配慮個人情報と規定されたものは身体障害、知的障害、精神障害、難病による障害や健康診断結果などが含まれます。こうして個人情報の定義等が明確になったことから第7条収集禁止事項関係は1項、2項とも要配慮個人情報と簡潔に改正するものでございます。施行は公布の日からであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議長 なし)

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第17号、辰野町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。日程第20、議案第18号、荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第18号、荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を説明申し上げます。荒神山スポーツ公園の水泳場、ウォーターパークの管理棟を改修し、「学ぶ・遊ぶ・集う」をテーマに、子どもたちや若者が集い活躍できる拠点として、新たに「たつの未来館」を開設するため、条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。併せて今回の改修で水泳用の更衣室や消毒槽、シャワー等の設備がなくなり現状再開が困難となった水泳場を廃止したいとするものであります。第3条、第2号の施設名について水泳場を「たつの未来館」に改めるものでございます。なお、たつの未来館の開業は5月下旬を予定しております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)



○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第18号、荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。日程第21、議案第19号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第19号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。継続可能な医療保険体制を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、平成27年法律第31号の施行による国民健康法の一部改正において県も保険者とするに伴い、町の組織の位置づけを明確化するため条例の一部を改正するものであります。平成30年4月1日、国民健康保険の都道府県移管に伴い、国民健康保険運営協議会について規定している箇所を国保事務を行う市町村とし組織の位置付けを行う改正となります。施行期日は平成30年4月1日から施行させるものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議長 なし)

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第19号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。日程第22、議案第20号、辰野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第20号、辰野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。継続可能な医療保険体制を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、標記条例の一部改正するものであります。平成30年4月1日、国民健康保険の都道府県移管に伴い、市町村をまたがる住所の移動があってもそれが同一都道府県内にあり、かつ世帯の継続性が保たれている場合には平成30年4月以降の療養において発生した転出時における高額療養費の多数回該当者に係る該当回数を転入時に引継ぎ、前住居地から通算して被保険者の負担軽減を図るものでございます。施行期日は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○瀬戸(9番)

ちょっと質問なんですけども、この新しく加わる法第55条の第2項の2ってというのがどんなものなのか。ちょっと私、調べたところ分からないんですけども、そのところちょっとあの国の方の法律でどの部分にあたるのかを教えていただければと思います。

○住民税務課長

55条の2については、新設されるものでありまして、これちょっと平成20年度に

おける被保険者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例というものでございます。平成20年度において被保険者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について適用する場合において市町村は別に定めるっていうものでございます。

○議長

よろしいですか。そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議長

お諮りいたします。これより議案第20号、辰野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。日程第23、議案第21号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第21号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。平成27年度から始まりました、第6期介護保険事業計画も平成29年度で終了し、平成30年度から平成32年度までの第7期辰野町介護保険事業計画を策定した事に伴い、平成30年度から3年間の介護保険料改定するため辰野町介護保険条例の一部を改正したいものであります。介護保険法により市町村は3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされ、保険料率は介護保険事業計画に定める、介護給付サービスの見込み料等に基いて算出した、保険給付費の予想額や地域支援事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況等に照らして、3年間同一の率を用いるものとされています。第7期介護保険事業計画における給付費の

総額は第6期計画に対して増加と推計され、単純に計算いたしますと、保険料率も上がることとなりますが、第7期介護保険事業計画期間中に介護給付費準備基金を活用、取り崩しすることを見据え算定した結果、今回は介護保険料を減額の改定とするものでございます。介護保険料の所得による段階は第6期計画と同様、11段階とし、その基準額は第3条第1項第5号の年間6万円となり、現在に比べ3.5%金額で2,160円の減額となります。月額に直しますと、5,180円から5,000円となり180円の減額となります。第1段階から第11段階までの各所得段階における保険料はこの基準額6万円に一定の割合を乗じて算定いたします。第3条第1項第6号アの規定でございますが、介護保険料の段階を判定する合計所得金額について、土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、現行の合計所得額等から租税特別措置法に規程される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとするものでございます。また、第7段階、第8段階の境目となる基準所得金額をそれぞれ200万円、300万円に改めます。2ページでございますけれども、第3条第2項の規定は低所得高齢者の保険料の軽減強化のため、第1段階における介護保険料3万円を2万7,000円に減額するものでございます。この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。質疑討論を終結いたします。これより議案第21号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。日程第24、議案第22号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第22号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、これは厚生省令でございますが、これにつきましては介護報酬に係る改定と併せて3年に1度の改正が行われ、平成30年度においても関係省令について所要の改正が行われるところでございます。また、介護保険法等の改正により共生型サービスが開始されること等に伴い、地域密着型サービスについてもその事業内容を新設、変更するため条例の一部を改正したいものであります。概要を申し上げます。1ページから2ページにかけては、第5節に共生型地域密着型サービスに関する基準を新設することから、目次の改正でございます。第2条第6号ですが、共生型地域密着型サービスについて、用語の定義をいたします。第6条関係ですけれども、定期巡回・随時対応型訪問介護看護というサービスがありますが、ここに定められているオペレータに関する基準の見直しでございます。それから今回の法律改正よりまして、介護医療院というものが新たに設置されますが、介護医療院の新設に伴い、介護療養型医療施設が提供可能であったサービスを介護医療院においても提供することを可能とする改正でございます。この改正につきましては以降随所に規定の改正があります。3ページから4ページでございますけれども、第5節としまして、共生型地域密着型サービスに関する基準の新設でございます。通所介護につきましては、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援または放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして法律が改正されまして、これに併せまして、地域密着型のサービスについても基準を新設するものでございます。5ページでございますけれども、第44条の5の規定では療養通所介護事業所における利用定員の変更でございます。続きまして、6ペー

ジから 8 ページにかけてでございますけれども、この規定は身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から指定地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型の特養でありますけれども、これらの事業者に対して身体的拘束等の運営基準を新たに新設したものでございます。続いて 7 ページでございますが、緊急時等の対応として入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないということを義務づけるものでございます。8 ページから 10 ページまででございますが、サテライト型事業所についてサービス供給量を増やす観点及び効率化を図る観点からサービス提供体制を維持できるように配慮しつつ、その基準を新設するものでございます。この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 22 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております、議案第 22 号は福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(議長 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 22 号は福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 25、議案第 23 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 23 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例につきまして提案理由をご説明申し上げます。議案第 18 号と同様、荒神山スポーツ公園の水泳場を廃止し、新

たに「たつの未来館」を開設するため当該施設の使用料に係る条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。議案の3ページ及び4ページをご覧ください。第2条関係の別表中、(2)荒神山スポーツ公園、ア運動施設の内、水泳場の使用料金を削除し、イの湯にいくセンターをウに繰り下げ、イとしてたつの未来館の使用料を追加するものであります。継続的な利用を促進するため、個人のトレーニング等で利用する多目的スタジオ2とボルタリングルーム2については時間または1日単位の区分に加え、1月単位の使用料を設定し、その他施設の専用使用についてはイベントや展示会等、多様な利用を想定して複数日にわたる使用時の料金の取り扱い等を明示しております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第23号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。ただいま議題となっております、議案第23号は総務産業常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第23号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第26、議案第24号、辰野町商工業誘致及び振興条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長

議案第24号、辰野町商工業誘致及び振興条例の一部を改正する条例につきまして提案理由をご説明申し上げます。条例第3条で規定した、振興措置の内、条例第2条第4号及び第5号で規定した特定区域へ工場または企業施設を新設した事業に対

する補助金の交付措置を町内全域に拡大し本条例の改正に併せて、辰野町商工業誘致及び振興補助金交付要綱の改正を行い、町内企業の振興と町外からの企業誘致環境の一層の強化を図るため条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。なお、条例で規程する特定区域は工場立地法の規程に基づく工場適地、都市計画法の規程に基づく工業専用地域、工業地域、商業地域及び農村地域、工業等導入促進法の規程に基づく工業導入地区、これは北沢工業団地でございます。それと工業団地並びに町長が認める地域と規定されています。それでは条例の改正内容についてご説明申し上げます。条例第2条第4号、「特定区域」を削るとともに条例第3条第4号の「特定区域内への補助金の交付」を削り、同上第5号中「前号に定めるもののほか、」を削り、以下の5をそれぞれ繰り上げるものであります。また従来の補助金交付申請では、土地の取得と家屋または償却資産の取得を別々に受け付けていましたが、家屋または償却資産の取得に併せて申請することとし、取得した土地に対する早期の工場などの建設を促進するため、第5条第1項に次のただし書きを加えたいとするものです。なお、附則によりこの条例は平成30年4月1日から施行させたいとするものです。条例の改正に併せて施行する予定の辰野町商工業誘致及び振興補助金交付要綱の改正の概要についてここでご説明申し上げます。現在の要綱では、特定区域内に工場等、企業施設を新設した場合、初期投下固定資産の取得額が5億円以上でかつ町内の居住者を10人以上新規雇用が見込める場合は固定資産税相当額を3年間100%補助し、第4年度は80%、第5年度は60%補助することを規定しています。また特定区域内に新設する場合で5億円以上、町内居住者10人の新規雇用が見込めない場合は第1年度を100%、以下第5年度まで80%、60%、40%、20%と補助することを規定しています。特定区域でない町内に工場または企業施設を新增設した場合は、第1年度分を100%補助するものです。この度、改正する予定の補助金交付要綱では、特定区域や取得額、新規雇用の条件を設けず、町内外の企業が自己の事業のため町内の土地を取得した場合、土地に係る固定資産税相当額を5年間100%補助し、工場や企業施設といった家屋を取得し



た場合は家屋に係る固定資産税を3年間100%補助し、町外の企業の場合はさらに第4年度は80%、第5年度は60%補助することを規定したいと考えております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○向山（2番）

今の提案説明でですね、今までの条例の中で特定地域に加えて、その他町長が認める場合という条項があるということで、とすればですね、改めてここで、その規定をなくして町内一円に広める理由というのが、今ひとつ明確でないなというふうに思うんです。で、条例の趣旨は非常によく分かるんですけども、特定地域とか、今までの条例の中で示してきたものは、いわゆる無計画的な工場の立地を防いで、虫食いのような土地利用を防ぐという意味もあったと思うんですけども、そのあたりについての考え方をお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

現行の条例で規定する町長が認める地域につきましては、裁量範囲が幅広いためにですね、この条例を持って企業が辰野町に対して、企業用地取得等を判断するために曖昧性が残るためにここで条例によりまして明確にしていくということがひとつ趣旨としてございました。また虫食いの部分を及ぼす影響につきましては、町内全域にわたる中において、この条例で適用をなさない部分、つまり住居系の用途地域の中についてはこの条例の適用外でございまして、それ以外の地域については特に工業専用地域、あるいは準工業地域といった規定の用途地域の中においては、ほぼ企業活動によって多くの企業が立地しておりまして、飽和状態の部分もございます。一方で用途地域の白地の部分あるいは都市計画区域外につきましても、この規定を拡大することによって、特に町外の企業の方にですね、誘致活動が促進されるとともにですね、既存の企業の町外への流出を抑えるということに効果があるの

ではないかと判断し年度内に2回の辰野町商工業振興審議会を経て協議を経た上で  
ですね、改正案となっておりますのでよろしく願いもうしあげます。以上です。

○議長

よろしいですか。はい。そのほか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結します。これより議案第24号、辰野町商工業誘致及び振興条例の  
一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の  
とおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり可決されました。ただい  
まより暫時休憩いたします。なお再開時間は11時30分、11時30分といたしますの  
で、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 16分

再開時間 11時 30分

○議長

再開いたします。先ほどの瀬戸議員からの質問に対する答弁内容について訂正を  
求められましたので、許可いたします。

○住民税務課長

すみません。先ほどの説明についてちょっと分かり辛い点がありましたので、再  
度説明させていただきます。この部分、先ほども新設と言いましたけれども、新た  
に設けられるものでして、住所地特例の部分の見直しでございます。で、国保、後  
期の資格の適用については住所地で行うことが原則となっておりますけれども、施設  
に入所して住所が移った被保険者について住所地特例を設けて前住所地の被保険者  
としているという部分でございます。現行制度では、住所地特例が特例者が75歳に

到達した等によって国保から後期に加入する場合、後期の住所地特例が適用されていないため、施設所在地の広域連合が保険者となっています。この取り扱いについて現に国保の住所地特例を受けている被保険者が広域連合の被保険者となる場合には前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となるよう見直しをするものでございます。以上であります。

○議 長

日程第27、議案第25号、平成29年度辰野町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

平成29年度辰野町一般会計補正予算（第7号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は年度末を控え事業費確定等に伴う分担金、負担金、県支出金等の変更及び不要額の調整、身体障害者等支援事業の障害児施設措置費等の補正、商工事業の辰野町商工会館改修補助金の追加等の補正予算であります。この補正総額は5,958万円の減額であり、予算総額は88億1,628万1,000円となりました。その概要を申し上げますと、歳入につきましては、分担金及び負担金、県支出金、繰入金、町債の減額、使用料及び手数料、国庫支出金、諸収入の増額であります。歳入の増加分につきましては、財政調整基金繰入金の減額を行い調整いたしました。歳出につきましては、総務費では協働のまちづくり支援金事業補助金の増額、上伊那広域連合負担金の減額等が主なものであります。民生費では身体障害者等支援事業の障害児施設措置費、障害者医療費の増額、介護保険特別会計への繰り出し金等の減額が主なものであります。衛生費では上伊那広域連合負担金の減額が主なものです。農林水産業費では、産地パワーアップ事業補助金、広域捕獲支援事業委託料の減額が主なものです。商工費では辰野町商工会館改修補助金の追加、ホテル保護育成基金積立金の増額が主なものです。土木費では定住促進奨励金の増額、公園施設長寿命化対策工事に係る工事請負費、公共下水道特別会計繰り出し金等の減額が主なものです。消防費では消防団員報酬、消火栓新設、改良工事

に係る工事請負費の減額等が主なものです。教育費ではスポーツ公園管理に係る光熱水費と廃棄物処理手数料の増額、辰野町塩尻市小学校組合負担金等の減額が主なものです。また、地方債補正ですが、辰野中学校大規模改造事業の起債について、県との協議の結果、一般補助施設整備等事業債から学校教育施設等整備事業債に変更になったため区分と金額を変更しました。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第28、議案第26号、平成29年度辰野町上水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第26号、平成29年度辰野町上水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出の予算額に収入支出それぞれ1,339万3,000円を追加し、総額をそれぞれ4億3,330万7,000円とするものでございます。内容については6ページをご覧ください。収入については給水工事収益としまして、県道下諏訪辰野線拡幅及び県営農村地域防災減災整備事業に伴う物件移転補償で793万5,000円とその他雑収益に545万5,000円を増額するものでございます。7ページをご覧ください。支出につきましては、県事業に伴う止水栓移設や配水管移設の工事請負費を793万5,000円と予備費を545万8,000円を増額するものでございます。引き続き1ページをご覧ください。資本的収入及び支出では収入が支出額に対して不足する額を1億38万1,000円減額し、1億2,525万4,000円に改め、支出では900万円増額し3億8,199万円とするものでございます。内容につきましては、8ページをご覧ください。収入につきましては県補助金の2,438万1,000円と企業債の8,500万円を増額するものでございます。9ページをご覧ください。支出につきましては、藤沢水源整備事業増工として900万円を増額するものでございます。以上、

提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしく願いいたします。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結します。これより議案第26号、平成29年度辰野町上水道事業会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり可決されました。日程第29、議案第27号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第27号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,235万1,000円とするものでございます。7ページをご覧ください。歳入につきましては、交付金の交付金事業の決定に伴いまして、国庫補助金を733万円減額し6,555万円に、また8ページをご覧ください。他会計繰入金を1,333万円減額し3億9,147万9,000円に、基金繰入金を498万3,000円減額し0円に、9ページをご覧ください。繰越金を1,834万3,000円増額し8,073万2,000円に、10ページをご覧ください。公共下水道債を2,570万円減額し、1億4,990万円とするものでございます。歳出につきましては、11ページをご覧ください。郵送料とコピー使用料の増額と水処理センター管理費の電気料及び医薬材料費の費用減額の800万円と支線

管渠工事の実施設計委託及び工事請負費の不用減額と辰野水処理センター長寿命化工事入札差金に伴い公共下水道の委託料を 200 万円と工事請負費 2,100 万円を減額するものが主なものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第30、議案第28号、平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第28号、平成29年度辰野町特定保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,615万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,113万3,000円とするものでございます。7ページをご覧ください。歳入については、塩尻市よりいただく負担金を306万6,000円減額し、8ページをご覧ください。国庫補助金を648万円減額します。また9ページをご覧ください。基金繰入金を580万4,000円減額します。10ページをご覧ください。特定環境保全公共下水道債を80万円減額するものでございます。支出につきましては、11ページをご覧ください。消費税80万円と固定脱水機工事における仮設の減工により1,285万円と、移動脱水車の委託料250万円を減額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第28号、平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案

は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。日程第31、議案第29号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第29号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ277万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億8,544万3,000円とするものでございます。内容につきまして、6ページをご覧ください。歳入でございます。国庫負担金の確定によりまして、高額療養費共同事業負担金を267万9,000円減額し、特定健康診断審査等負担金を19万5,000円減額、同過年度分を14万円増額するものでございます。7ページをご覧ください。繰入金につきまして、交付額の確定により保険基盤安定繰入金の内、保険税軽減分を21万2,000円増額し、保険税支援分を30万減額するものでございます。一般会計繰入金の内、一般事務費分を200万増額し、国保財政安定化支援事業を800万減額するものでございます。続きまして歳出でございます。9ページでは情報センター負担金を7万6,000円増額するものでございます。10ページでは2款保険給付費につきまして財源組み換えでございます。11ページをご覧ください。6款介護給付金を185万9,000円減額するものでございます。12ページをご覧ください。7款共同事業拠出金は確定によりまして、高額医療拠出金を1,071万5,000円、保険財政安定化事業拠出金を4,298万8,000円減額するものでございます。13ページをご覧ください。8款保険事業費の内、特定健康審査等事業費は財源組み換えでございます。疾病予防費において人間ドック補助金を実績により120万円増額するものでございます。13ページをご覧ください。11款諸支出金の内、診療所への繰出金110万円を増額す

るものでございます。指定公費支出金は5万円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第32、議案第30号、平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第30号、平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ615万1,000円とするものでございます。内容につきまして、6ページをご覧ください。歳入についてでございます。診療収入につきまして診療実績に基づき、第一診療所収入を55万5,000円減額し、川島診療所収入を77万7,000円減額するものでございます。7ページをご覧ください。他会計繰入金を110万円増額するものでございます。8ページをご覧ください。繰入金について40万8,000円を減額するものでございます。歳出につきまして、9ページをご覧ください。施設管理費の内、第一診療所の委託料を10万円減額し、川島診療所の旅費を2,000円増額、委託料を30万2,000円減額するものでございます。医療費は第一診療所の医薬材料費を15万減額し、川島診療所の医薬材料費を9万円減額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第33、議案第31号、平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長



議案第31号、平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,160万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,772万7,000円とするものでございます。内容につきまして、6ページをご覧ください。歳入の後期高齢者医療保険料の内、現年度分を実績により1,150万円増額するものでございます。7ページをご覧ください。諸収入につきまして、償還金及び還付金の保険料還付金を実績により10万円増額するものでございます。8ページをご覧ください。歳出でございます。後期高齢者医療広域連合納付金の内、後期高齢者医療徴収費の保険料納付金を実績により1,150万円、保険料還付金を10万円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑討論を終結します。これより議案第31号、平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第31号は原案のとおり可決されました。日程第34、議案第32号、平成29年度町立辰野病院事業会計補正予算（第2号）を議題いたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第32号、平成29年度町立辰野病院事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。収益的支出の総額を432万円減額

し、合計を23億812万8,000円とするものです。内容につきましては3ページをご覧ください。当初、泉水の医師住宅、2棟を取り壊し予定でありましたが、公売した方がいいだろうというまた判断のもと、工事費の方、減額するものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結します。これより議案第32号、平成29年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第32号は原案のとおり可決されました。日程第35、議案第33号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第33号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,293万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,725万7,000円にするものがございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。最初に歳入でございますが、国庫負担金が3,685万7,000円の減額、国庫補助金が2,553万1,000円の減額、7ページの支払基金交付金でございますが、5,682万5,000円の減額、8ページの県負担金が1,832万7,000円の減額、県補助金が75万1,000円の減額、9ページの一般会計繰入金でございますが、

1,464万6,000円の減額でございます。次に歳出でございますが、10ページの総務費は徴収費が上伊那広域連合システム負担金で164万6,000円の減額、認定審査会共同設置負担金が同じく広域連合負担金で44万8,000円の増額、認定調査費は委託料で50万円の減額でございます。11ページの保険給付費はサービス給付費等諸費が、介護給付費に係る負担金で1億3,200万円の減額、高額介護サービス費が負担金で200万円の減額でございます。12ページの地域支援事業費は介護予防生活支援サービス事業費が総合事業のよつば、リハビリ教室、結の委託料で200万円の減額、総合事業あゆみ、訪問サービスAに係る負担金で1,700万円の減額でございます。13ページの諸支出金でございますが、国庫支出金等過年度分返還金が176万1,000円の増額であります。平成24年度から平成27年度分の介護給付費に係る県負担金に過大交付があったため、ここで返還するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第36、議案第34号、平成28年度たつの未来館再整備請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

#### ○まちづくり政策課長

議案第34号、平成28年度（繰越）たつの未来館（仮称）再整備工事（建築工事）請負契約の変更について提案理由を申し上げます。平成28年9月20日締結しました、平成28年度（繰越）たつの未来館（仮称）再整備工事（建築工事）請負契約につきまして、変更が生じたため議会の議決を求めるものでございます。契約金額を1億4,882万760円に224万6,400円増額し、1億5,106万7,160円に変更するものであります。契約の目的、契約の方法及び契約の相手方については変更ございません。以上が提案理由でございます。続きまして工事内容についてご説明申し上げます。施設正面入口テラスのインターロッキング舗装を撤去し、タイル張り及びアスファルト舗装に変更するものです。開業後は太鼓その他の搬出、搬入のため車両の定期

的な出入りが想定されますので、舗装面の耐久を高め円滑に通行できるようにするため増工したいとするものであります。以上、工事内容を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結します。これより議案第34号、平成28年度たつの未来館再整備工事請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第34号は原案のとおり可決されました。日程第37、議案第35号、平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第35号、平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約の変更について提案理由を申し上げます。平成29年6月12日締結しました、平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約につきまして変更が生じたため議会の議決を求めるものでございます。契約金額を9,266万4,000円に260万2,800円増額し9,526万6,800円に変更するものであります。契約の目的、契約の方法及び契約の相手方については変更ありません。以上、提案理由を申し上げました。工事内容につきましては、建設水道課長から説明申し上げますのでご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

工事内容を申し上げます。起工測量の結果、既設石積みに変形や抜け落ちた等の

確認がされまして、杭の施工に伴い、崩壊また崩落の危険性があるため、石積みを鉄筋挿入工とモルタル吹きつけにより、補強をして杭を施工するものでございます。工事内容は以上でございますので、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結します。これより議案第35号、平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第35号は原案のとおり可決されました。日程第38、議案第36号、平成29年度辰野中学校普通特別教室棟大規模改造工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第36号、平成29年度辰野中学校普通特別教室棟大規模改造工事（建築工事）請負契約について提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、平成30年2月20日一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は平成29年度辰野中学校普通特別教室棟大規模改造工事（建築工事）、契約の方法は一般競争入札、契約金額は1億7,496万円、契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7475番地の3、株式会社ヤマウラ辰野支店でございます。なお、一般競争入札の応札者は6社でありました。以上、提案理由を申し上げます。工事内容につ

きましては、こども課長から説明申し上げますのでご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○こども課長

工事の内容を申し上げます。この工事は辰野中学校第4棟と呼ばれる校舎の大規模改造工事です。第4棟は学校敷地の一番南、第2体育館の北側に位置する校舎を示し、1階に音楽室や技術室、2階に2年生の5クラスの普通教室を有する校舎でございます。中学校内の各校舎の中でも最も古い校舎で、昭和58年の建築以降一度も修繕等がされておらず、外壁の剥離や各階の床、天井のささくれやたわみ等、老朽化が進んでいます。生徒の怪我の防止や教育環境の向上等、大規模改造工事を待ち望む声が多く、国や県の補助事業や交付金事業の認定に向けた努力を重ねてまいりました。おかげさまで本年度、事業対象と認定をされ改造工事を実施を実現するものであります。事業名は平成29年度辰野中学校普通特別棟普通特別教室棟大規模改造工事です。事業費総額は2億2,600万円を投じて、1階から3階の各部屋の大規模改造を実施いたします。天井や壁や床、廊下等の延べ2,241平米と渡り廊下146平米のリニューアルを計画しております。また、窓のサッシ等の付属施設の一新により学校生活の充実を支援したいと考えております。工事の概要を申し上げます。以上です。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○根橋(11番)

本事業の竣工予定年月日はどのような契約になっているんでしょう。

○こども課長

平成29年度事業ということで、3月30日を竣工期限としてございますが、これからの工事の概要でその期間に間に合う事は考えられませんので、延長しまして繰越しということで、予定では平成30年度、すみません。平成30年の3月30日を竣工予定としてございますけれども、実際の工事の竣工は平成30年の夏休みの終わり、供

用開始を考えております。以上です。

○議 長

よろしいですか。そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第36号、平成29年度辰野中学校普通特別教室棟大規模改造工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第36号は原案のとおり可決されました。日程第39、議案第37号、債権の放棄についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第37号、債権の放棄について提案理由を申し上げます。町立辰野病院診療費一部負担金の債権の放棄について地方自治法第96条第1項第10号の規定に基き議会の議決を求めるものでございます。債権の金額並びに件数につきましては総額で213万1,239円、38件になります。債権者につきましては裏面にありますが、古くからのもの、後はもう居所が分からないもの、本人死亡したものが主な理由となっております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願いいたします。

○議 長

ここで議案に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。ただいま議題となっています、議案第37号は福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第37号は福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第40、議案第38号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

議案第38号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を説明申し上げます。町の人権擁護委員は人権擁護委員法の定めるところにより、6名の方が法務大臣から委嘱されており、任期は3年となっております。今回、提案申し上げますのは、平成30年6月30日に任期満了を迎える加藤敬子氏と小野聡子氏の2名の後任について加藤氏については再任、新たに小野玲子氏を新任として推薦したいと考えるものであります。加藤敬子氏は1期目の3年間、長年の保育士としての豊富な経験や知識を基に、人権擁護委員の仕事に取り組んでいただいております。小野玲子氏につきましては、長年の教職員としての豊富な経験や知識、また町の社会教育指導員としてご活躍いただいた実績があります。両氏とも地域の方からの人望も厚く、長年の経験を生かし人権擁護委員として活躍いただけることは期待されますので、次期委員として推薦したいと考えております。今回、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるべく、提案申し上げますので、ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。質疑討論を終結します。お諮りいたします。議案第38号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて意見を適任することにしたいが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)



## ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第38号に対し意見を適任することに決しました。日程第41、報告第1号、平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について報告を求めます。

## ○こども課長

報告第1号、平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について報告いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、別紙のとおり提出いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律は平成19年6月に改正され教育委員会の責任体制の明確化のひとつとして教育委員会はその教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果をその結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされています。1ページをご覧ください。点検評価は平成28年度辰野町教育委員会の事務事業評価を対象といたしました。2ページ、3ページをご覧ください。対象としました、事務事業評価の一覧表です。事業名、評価した今後の方向性、担当する係をまとめてあります。4ページをご覧ください。4ページ以降は外部評価委員の評価でございます。外部評価委員として、上辰野、増澤英徳氏、羽場、塚間大治氏、2名にお願いし評価委員会を開催いたしました。各事業毎、関係職員からヒアリングを行い、総合評価の実績と成果として政策の大綱及び目標を達成するため各事業が滞りなく執行されP D C Aサイクルがよく機能し、効率良い教育行政執行が実施されていくと町民の声を聞き、現状維持と改善改革がバランス良く執行されて、人づくり、生きがいくづくり、信頼づくりに貢献していると評価をいただきました。5ページをご覧ください。課題と今後の方向として目標設定はより具体的に予算確保についてはより重点的にバランス良いものにして欲しい。教育行政では現場・現物・現実に触れた執行が大切である。さまざまな考えを持った人々がいる事を忘れず、自覚を持って教育行政を進めて欲しい。育む姿勢を大切にして、一人ひとりの町民の方々から自分自身で考え行動して行けるサービスの提供に心がけ

て欲しい。教育はすぐに効果が現れないことが多いが、自身と誇りを持って執行すること、過重労働にならない配慮を検討されたいと評価をいただきました。また、5 ページ以降には関連事務事業評価として41事業に対して、それぞれの実績と成果、課題と今後の方向について具体的な評価をいただいておりますので、報告申し上げます。どうぞご覧ください。以上です。

○議 長

ただいま報告がありました。報告事項でありますので、特に聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。日程第42、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情につきましては、あらかじめその写し及び文書表を配布してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(請願・陳情文書表 朗読)

○議 長

以上、請願・陳情 3 件については総務産業常任委員会へ審査を付託することにいたします。以上を持ちまして本日の日程は全部終了いたしました。以上を持ちまして本日の会議は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1 . 散会の時期

3 月 5 日 12 時 18 分 散会